



2022年5月13日

各 位

株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ
代表者名 代表取締役社長 長 井 啓
(コード番号：6324 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 丸山 顕
執行役員 小野 牧子
TEL 03-5471-7810

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、定款の一部変更について2022年6月22日開催予定の2021年度定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 株主総会及び取締役会の運営について、当社取締役の構成に応じた柔軟な対応を可能とするため、あらかじめ取締役会が定める取締役が株主総会及び取締役会の招集権者及び議長にあたるよう、現行定款14条及び24条を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は電子提供制度においては不要となるため、これを削除するものであります。
 - ② 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ③ 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議により取締役会長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役会長を置かないときまたは事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序にしたがい、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ選定した取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序にしたがい、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>< 新 設 ></p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役会長を置かないときまたは事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ選定した取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>< 新 設 ></p>	<p>(附則)</p> <p>1. <u>変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 定款変更の日程

- | | |
|---------------------|------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 2022年6月22日 |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 2022年6月22日 |

以上